

## 居宅介護支援費の算定に関する特定事業所集中減算の取扱いについて

紹介率最高法人の割合が80%を超える事業所（以下「超過事業所」という。）が示す正当な理由の適否を判定する「正当な理由の範囲基準」については、下記Ⅰのとおりとしましたのでお知らせします。

なお、「正当な理由の範囲基準」については、実情に応じて見直す場合もありますのでご了承ください。

また、特定事業所集中減算の取扱いについては下記Ⅱのとおりであり、下記Ⅲに提示してある様式により、全ての指定居宅介護支援事業所において管理していただくこととなっておりますのでよろしくお願ひします。

なお、居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算については、「指定居宅介護支援費に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第20号）及び「厚生労働大臣が定める基準」（平成12年厚生省告示第25号）により設けられており、その運用に係る留意事項については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年老企第36号）により示されています。

また、特定事業所集中減算における「通所介護・地域密着型通所介護」の取扱いについては、「居宅介護支援における特定事業所集中減算（通所介護・地域密着型通所介護）の取扱いについて」（平成28年5月30日事務連絡）により示されています。

（参考）

### ○判定期間及び減算適用期間

判定期間が前期（3月1日から8月末日）⇒減算適用期間は10月1日から3月31日

判定期間が後期（9月1日から2月末日）⇒減算適用期間は4月1日から9月30日

### ○届出時期

判定期間が前期の場合は9月15日まで、判定期間が後期の場合は3月15日までに介護福祉課へ提出。（80%を超えていない事業所は届出不要。ただし算定根拠となった資料の保管は必要。「Ⅱ特定事業所集中減算の取扱い」参照）

記

## Ⅰ 正当な理由の範囲基準について

超過しているサービスに係る理由が次の要件に該当する場合は当該サービスの超過について正当な理由があるものとする。

### **(1)サービス事業所が少数である場合**

- ①居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護がサービスごとでみた場合に5事業所未満である場合。
- ②特別地域居宅介護支援加算（離島等サービス提供が困難な地域）を受けている事業者である場合。
- ③その他、地域の実情に特段の理由があり、利用できるサービス事業所が限られると個別に認められる場合。

### **(2)事業所の規模が小規模である場合**

判定期間の1月あたりの平均の居宅サービス計画の総件数が20件以下である場合。

### **(3)サービスの利用が少数である場合**

対象サービスを位置付けた1月あたりの平均の居宅サービス計画件数がサービス種類ごとにみた場合に10件以下である場合。

### **(4)サービスの質が高いことによる利用者の希望を勧奨した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合**

利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。

## **Ⅱ 特定事業所集中減算の取扱い**

- (1) 全ての指定居宅介護支援事業所は、「チェックシート」(様式1)により、判定期間ごとに紹介率最高法人の割合を管理するものとし、当該書類は5年間保存するものとする。ただし、同じ内容が記載されている場合は、同様式にかかわらず、任意の様式を使用することができる。
- (2) 全ての指定居宅介護支援事業所は、「チェックシート」(様式1)の作成にあたり、「計算シート」(様式2)を使用する等により、その算定方法に間違いがないよう努めるものとする。なお、算定の根拠となった資料については、5年間保存するものとする。
- (3) 超過事業所は、前期判定期間については9月15日までに、後期判定期間については3月15日までに「チェックシート」(様式1)を介護福祉課に提出し、正当な理由があるとする事業所については、その理由を当該様式に記載するものとする。なお、別紙として理由書を添付することもできる。

- (4) 超過事業所が提出する「チェックシート」(様式1)のうち、正当な理由として記した内容を証する書類等については、介護福祉課の求めに応じ提示できるよう常に整備しておくとともに、同様式の提出にあたりその一部の写しを添付するものとする。

### Ⅲ 特定事業所集中減算様式集

特定事業所集中減算様式集

「チェックシート (様式1)」

「チェックシート (記入例)」

「計算シート (様式2)」

「計算シート (算出例)」

「(参考様式) 理由書」

※全事業所作成保管。

※超過事業所は半期ごとに提出すること。

### 注意事項

- 特定事業所集中減算の適用を免れるため、利用者の意向に関係なく、契約居宅介護支援事業所を交互に変更するなど、運営規準に違反することのないようにしてください。
- このような不当な事実が確認された場合は、行政処分等の対象となりますので、適切な運営をお願いします。